

平成 2 8 年舟形町議会
第 3 回臨時会会議録

舟形町議会

平成28年舟形町議会第3回臨時会会議録

招集年月日 平成28年5月2日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 5月9日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一 6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文 7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春 8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇 9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三 10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

平成28年5月9日（月曜日）

第3回舟形町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成28年舟形町議会第3回臨時会

平成28年5月9日(月)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長	伊藤 武 美
副町長 酒井 雅彦	総務課財政管財班長	伊藤 茂 樹
会計管理者 結城 恵美	教 育 長	齊藤 涉
総務課長 中山 進	教 育 次 長	叶内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸一	監査事務局長	齊藤 洋 一
税務福祉課長 高橋 明彦	選挙管理委員会書記長	中山 進
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘 明	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 齊藤 洋一	主 任	石川 忍
--------------	-----	------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣の報告
- 日程第 5 町長挨拶
- 日程第 6 承認第 2号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

- 日程第 7 承認第 3 号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 4 号 舟形町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 日程第 9 議案第 35 号 平成 28 年度舟形町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 10 議案第 36 号 平成 28 年度強い水産業づくり交付金サケふ化場新築工事請負契約の締結について
- 日程第 11 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時12分 開会

議長 おはようございます。

本会議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いしたいと思います。それでは、ご起立の上よろしく申し上げます。国旗、町旗に礼。ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまの出席議員数10名です。予定数に達しております。ただいまから平成28年第3回臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が指名します。1番伊藤欽一君、5番奥山謙三君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言について、叶内議会運営委員長よりお願いいたします。

8番 本日開催されました議会運営委員会におきまして、今臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

議長 お諮りします。本臨時会の会期は、叶内委員長の報告のとおり、本日限りと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶

議長 日程第5 町長挨拶をお受けします。

町長 おはようございます。

本日は、平成28年第3回の舟形町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何

かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、4月14日、熊本で発生した震度7の地震は、16日にも震度7を観測し、建物崩壊や橋梁崩落、死傷者も多く出るなど大惨事となりました。被害に遭われた皆様に、心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

また、本町も新庄盆地断層帯のエリア内にあり、今現在確認されているだけでも舟形断層、沖の原断層、そして長者原断層と3つの活断層があります。熊本の宇土市役所が崩壊し、初期段階で防災拠点の役割を果たせなかったため混乱した熊本地震災害を教訓にしなければならないと考えております。

本町でも、地震災害の場合の災害対策本部となる役場庁舎が舟形断層の直近にあると想定されることなど、地震災害における災害対策本部の設置場所について、また中央公民館等の避難施設等についても、舟形町防災計画の見直しを図らなければならないと考えております。

また、災害時備蓄物資等の再調査を実施して、必要な物資についても補正予算に計上しておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、4月29日に船形中学校の運動会が、時折小雨が降り寒い風が吹く悪天候の中、開催されました。議員各位におかれましても、大変ご苦労さまでした。子供たちの悪天候に負けない元気な姿に感動し、この子供たちがきっと舟形町の将来を担ってくれると確信いたしました。

また、舟形中学校平成19年度卒業の経壇原の長澤幸祐君が、東京大学で一高賞を受賞し、卒業生を代表し挨拶をしたそうです。一高賞とは、当該年度において最も優秀な学業成績と学位論文を修め、学業、課外活動、社会活動において特に顕著な業績を上げ、他の学生の範となった同学部同研究科の学生を顕彰するものだそうです。舟形中学校はもとより、舟形町民にとっても大変名誉なことでもあります。このことは教育委員会のビーナスプランやその前身のスクールパラダイスといった学校教育への取り組みの成果だと、関係各位に敬意と感謝を申し上げます。

そして、舟形中学校の子供たちも、卒業生という身近なところに、東京大学に入学し、さらに一高賞を受賞するような先輩がいることで、夢が夢でなく、夢が目標となり、そして目標が現実となることを実感してくれるのではないのでしょうか。今回は学業でありましたが、文化、芸能、スポーツとさまざまな分野で舟形町の子供たちが活躍することを切に願うとともに、舟形町の宝であります子供たちをなお一層支援していく、そういうふうと考えております。

さて、本臨時会に提案します案件は、専決処分承認が3件、一般会計補正予算1件、請負工事契約締結の承認1件の5件で、合計5件でございます。提出いたしました議案について、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第6 承認第2号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認に
ついて

議長 日程第6 承認第2号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について議題といたします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第3号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決
処分の承認について

議長 日程第7 承認第3号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について議題といたします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、専決ということで承認せざるを得ないのですけれども、内容について少々お伺いします。

昨年の6月、27年6月4日にこの国民健康保険税の値上げというのをまず承認いたしました。そしてまた、本当はこの議案は3月に出る予定だったんですけれども、まだ国会を通らないということで、同じ6月、1年の後の6月に再度値上げというような形になったというふうに思うんですけれども、去年の議案書を見ますと、すばらしくたくさん項目にわたって値上げになっていたわけなんですけれども、今回は少ないんですけれども、今回、昨年例えば第1項の52万円……、去年は52万円を54万円にする、それがことしは五十……、ちょっと待ってください。ということで、済みません。ちょっと話、戻ります。

そうすると、何か毎年値上げをしていっているような感覚に陥っているわけなんですけれども、またこの国民健康保険税には介護保険分とか、さまざまな医療分とかがあると思うんですけれ

ども、そういったものにもすぐに影響が出てくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

税務福祉課長 今回の改正は、地方税法に基づきまして、限度額の改正のみを行うものです。それで、保険税につきましては、医療費分が、先ほども申しあげましたけれども、27年度から国の基準からいきますと52万円を54万円に改正する。それから、後期高齢者分について17万円を19万円に改めます。それと、介護分については16万円の上限は変わりません。そうしますと、全体の限度額、27年度の改正の段階では85万円が限度額でしたけれども、今回4万円上がりまして、限度額が28年度から89万円になるという地方税法の改正に基づいて行ったものです。

それと、27年度6月に国民健康保険税の大規模な改正を行いました。それは、23年度に、町の基準ですけれども、町の保険税の所得割、それから固定資産割、それから世帯割、それから人員割というような構成がありますけれども、23年度の改正から3年経過した後で改正ということで、27年度に改正を行いました。ただ、これは町の医療費の関係と相関関係がありまして改正を行ったものです。したがって、医療費と、それから出すほうが、歳出が医療費になるわけですけれども、出すほうの医療費と、それから入るべき保険税の見合いで、大体試算を数回行いながら、これだけの医療費見込みが出るのではないかということでの見直しですので、それは町の権限に基づいているんな国保運営委員会等に審議をいただきながら、こういう形での改正ですということで、議会にも6月の議会だと思えますけれども上程させていただいて、ご審議をいただきました。したがって、医療費と保険税は相関関係がありますので、大体どれぐらいの医療になるかという目鼻をつけます。

ただ、今回の改正は、国の基準、地方税法が変わりましたので、上限変更ということでご提案をさせていただいたところです。以上です。

7番 そうしますと、今回この限度額の引き上げをしたから、ことしじゅうにすぐに値上げをするというわけではなくて、新たに国保の委員会等で値上げが必要になったということになれば、例えば3年ごとの見直しの中で、平成30年からの値上げになる可能性もあると。けれども、もしかするとその委員会、町長の諮問機関である国保の委員会がすぐにとということであれば、ことしじゅうにもまた値上げになる可能性があるというような解釈でよろしいのでしょうか。

税務福祉課長 国保運営委員会等では、やっぱり3年ほどの検討をしながらとは言えますけれども、毎年度、医療費の見合いで行っていますので、医療費が増嵩しますと、それなりに収入部分である税収も見込まなければならないので、毎年見直し作業はやっています。ただ、ある程度、町民全体にお知らせしていくためには、やっぱり3年ぐらいのスパンがいいのかなということで、国保運営審議会の中でも話はなっていると思います。

それと、今回の改正は、上限が4万円ほど伸びましたので、ボーダーラインにある方、この上限のボーダーラインという意味ですけれども、85万円から4万円上がって89万円になれば、それなりに保険税の負担がふえる方はいらっしゃるというふうに思います。以上です。

7番 昨年6月に、まず国民健康保険税を値上げして、そして7月から介護保険税もそれに伴った形で値上げにもなっているという段階で、またことしになってどういう考えを出されるか、今回は条例の中での引き上げだけですけれども、実際どうするかというのは今後だと思っただけですけれども、ぜひその3年間のスパンというものの中でのやっぱり余り町民に負担増を次々と求めていくような形でないような緩やかな、どうしても必要であるとすれば緩やかな負担増というものを常に考えていきながらやっていただきたいなという考えですけれども、いかがでしょうか。

税務福祉課長 先ほども申しあげましたように、やっぱり歳出である医療費と、それから保険税の見合いですので、その中でいろいろ検討はさせていただきますけれども、一番大事なのはやっぱり健康であることということで、健康で元気でなるべく医者にかからないようなシステムができればいいんですけれども、健康面についてもこれからいろいろ事業を含めてやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。承認第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第8 承認第4号 舟形町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 日程第8 承認第4号 舟形町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について議題といたします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。承認第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第35号 平成28年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について

議長 日程第9 議案第35号 平成28年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

4番 18、19ページ、農業振興費。農業振興事業、農作業安全緊急対策支援事業費150万円。これは、今農作業でかなり事故が起きている中で、検挙されている事例もあります。その中で、取得、要するに農業機械を運転するに必要な免許取得の助成かと思うんですけども、内容をお聞かせ願います。

産業振興課長 今、4番議員がおっしゃるとおりに、近年農作業機械の大型化、性能化が進みまして、大型免許というものが必要な農耕車がふえているという状況になっております。

それで、今言われたように農耕車の事故が最近多くなりまして、農業者の方が安全に農作業ができるようにということで、緊急的に大型特殊免許の取得に対する支援というようなことで行っている事業になります。補助率については、事業費の2分の1、または限度額を5万円としまして、掛ける30人分というようなことで考えている内容になります。

4番 今現在、いろんな農作業の体系があらうかと思えます。作業機種もいろいろあります。今、限定2分の1、30名、上限5万円と。これに関しては、いろんな形で申し込まれてくるかと思えますけれども、他市町村でもこれについての同じような形で助成する市町村も出てきているというふうなことは伺っております。

しかしながら、やはりこの取得というのは、高校を卒業すれば普通免許を取ると。建設会社に行けば、いろんな必要な道路交通法に対する資格は取ると。町のほうでは、条例のほうで就職で必要ないろんな資格を取得するための助成の条例は出ておりますけれども、これに関してはやはり緊急というような助成事業がついてはいますけれども、ほかの職種とすり合わせといいますか、例えば建設会社に行くので特殊車両免許が必要だと。じゃあそれにはどうなのという形が出てこようかと思えますけれども、そこら辺はどのように考えておられますか。

産業振興課長 ほかの業種との区別はという形だと思いますが、今回のやつについては、農耕用

ということに限らせていただきまして行うというふうに考えております。当然、牽引免許等もどうなんだというふうな話もありますが、牽引免許等についてはあくまでも除かせていただいて実施したいというふうな考え方になっています。

まちづくり課長 関連ですけれども、やはり農業とは別に、別の職種もというお話であります。別の職種につきましては、建設業界の業者で就労するというような前提でありますので、その会社で、業者での対応というふうになるかと思いますが、今現時点では農業というふうなところで限定させての計上になっているようです。

4番 それであるならば、今の言葉があったから返すわけですけれども、舟形町には農業で3法人があります。会社があります。そこで、会社で取る場合には、会社の持ち分ということで補助はしないというふうにちょっと聞き捉えるような形です。ちょっとそれではよいのかなというような考えもありますけれども、いずれにしてもこの農業機械に関しては、取得する時点で必要なんです、資格が。それを認識していない農家の甘さが非常にあったから、こういう状況になっているのかなという思いがあります。そういうものに関しては、やっぱりいろんな形の面で補助して免許を取らせると。今いろいろ世の中騒いでいるからということとともに、自覚を持たせるようなやっぱり啓蒙もぜひ必要ではないかと思えます。

うちの任意組合では、いろんな形の中で産業を効率化するために、今言われた牽引免許が必要だという状況もあります。七、八年前に独自に取らせにやらせて、私のところではやっているような状況はありますけれども、やはり自覚を持たせて安全を自分で守るというような状況がぜひ必要だと思います。

そういう状況の中で、今牽引免許に関しては考えていないと。農耕のトラクターとかコンバイン、特殊車両免許だけだという状況のことですね。今後、その申し込みが多かった場合、この限定する30名を拡大する考えがあるのか。それと同時に、今後取る方なのか、今まで通った方をどの程度までさかのぼって対応する予定なのか伺います。

産業振興課長 今、おっしゃられたとおり、大型特殊を持つというようなことについては、当然大規模農家にあっては当然取らなくてはやっていけないというふうな形になろうかと思えますので、その方については既に取りられているのではないかと想定しています。

それで、要は中規模、小規模農家の方が、今は機械が大型化になっている、それから高速化になっているというようなことで、その中小農業者の方々をやっぱり守るというふうな形もあるかと思えますので、そこについての今回は緊急的なものというふうなことで位置づけているところです。

それから、この要綱をこれから今制定しているわけですけれども、4月1日までさかのぼりながら今年度限りというふうな事業に進めていきたいなというふうなことで考えている内容になります。（「30名以上になったら足りないの、そのあたりについては」の声あり）

大変失礼しました。もし、30名を超えるというふうなことになりますと、やはり早い者勝ちというふうなことにはいきませんので、その際にはまた検討したいというふうに考えています。

議長 ほかにありませんか。

3番 ただいまの質問に関連するんですけれども、これはあくまでも車の免許ですよね。そうすると、大規模農家は持っているだろうけれども、中小の農家の人は免許を持っていないんだろうと。大規模農家と中小農家と、車の免許はどこが違うんですか。

それから、牽引は除くというふうな先ほどの答弁がありました。それで、どうして牽引は除くんですか。大型特殊と牽引の整合性はというふうにとるんですか。お伺いします。

産業振興課長 まず1つ目が、牽引のほうから申しますと、牽引免許については、やはりその機械を、当然大型の機械を引くためには、どうしても大型化のものを運ぶというふうなことになりますと、当然大規模農家というふうな形になろうかと思えます。そういう方については、もう既に取り持っているであろうというふうに想定させていただいておりますので、牽引免許は、あとは農耕用の大型特殊免許というものについては、農耕用ということであくまでも限らせていただきますので、この大型特殊の農耕用というものについての補助ということで位置づけたいなということで、申し込みの際についても、随時聞き取りをしながら調整したいというふうに考えています。

3番 牽引免許なんですけれども、牽引というのはあくまでも大型機械を運ぶための牽引じゃないんですね。距離が長ければ、どうしても歩いていくふうにはいかないわけですから、大型じゃなくても、大型の機械じゃなくても牽引免許は必要になってくるわけなんですよ。その辺はどのように考えておられるのですか。

産業振興課長 要綱の中にも、やはりトラクター等というふうなことで位置づけている関係もあって、トラクターで牽引するんだというようなこともあろうと思いますが、やはり分類として、大型特殊と牽引はまた違うだろうというふうなことの認識で、この牽引を除くというふうなことにしております。

3番 大型特殊免許であろうと、牽引免許であろうと、これは必要なときは必要なんですよね。牽引免許がなかったら、これもやっぱり無免許なんですよ。大型特殊だけが無免許になるわけじゃないんです。その辺の整合性というのはどのように考えておられるんですか。

町長 3月ぐらいからJAさんのほうでいろいろとチラシ等をまいて、普通のトラクターであっても、代かきローターとか普通のロータリーであっても、1.7メートル以上のものについては大型免許が必要ですよというようなことのPRがありました。その中で、今回補助金の要綱を定めましたのは、中小の農家、さらには高齢者の農家の方が知らずのうちにそういった農業機械を持ってしまっていると。今、それがだめだよと言われたときに、じゃあ農業をやめますよというふうに言われるのを何とか防ぎたいと。そういう目的で、中小農家、それから高齢者がつ

くっている農家というような方々を、できる限り農用地を守るというようなこと、農業を守るという観点の中から、そういった方々に補助をしたいというふうなところの思いがございます。

それ以外につきましては、企業支援のための免許取得のまちづくり課のほうで、そういった免許の取得に対する補助もございます。

今回は、その要綱の目的というものは、先ほど申し上げましたとおり、高齢者の農家、それから中小農家の方の救済ということが一番の目的でございます。

4番 同じ款項目の質問ですけれども、今町長が言われたことはちょっと違いがあるかと思えます。というのは、特殊車両免許は、道路交通法で必要な免許資格です。小型特殊車両の小さいトラクターに作業機がはみ出るといのは、道路運送法の違反になります。これについては、普通免許があれば、たとえトラクターからはみ出ていようが乗って歩けるわけです。トラクターという作業機に関しては、正式に言うと一切の作業機をつけて道路、公道を走ることはできないのです。たとえ車幅からはみ出さないものでも、トラクターにアタッチメントでセットしては道路を走れないことになっているのが原則であります。これは警察方のほうでも知らない人がいるということで、なかなか検挙されていないという状況でありますけれども、そういうふうな運送法と道路交通法の違いがあります。今、3番議員も言われたとおりに、普通免許と何ら変わらないという状況であります。

農業を助ける、安全を確認するためにサポートするという助成であれば、今後近代的な農業経営に集約されてきます。そういう中で、田植え期間も正式に言えば公道を走れるようなメーカーで登録はしておりません。町のほうでは、ナンバーを交付してくれと言われれば、税金を回収できるからナンバーを交付する。緑ナンバーというのは、道路を走っていい許可じゃないんです。町が税金を確認するためのナンバーなんです。そこら辺の違いがあるかと思えます。

今後、安全に運行する作業を進めるに当たっては、いろんな形の中で農耕車を限定してサポートしていくのであれば、牽引して物を運ぶというのがどんどんふえてこようかと思えます。そういう状況の中で、言っている言葉どおりにサポートしていくのであれば、農耕車両の牽引免許というのものも、やはり同じく考えていくべきものと思えますけれども、いかがですか。

産業振興課長 どうも今4番議員が詳しく申されたように、道路運行法というふうなことのちょっと違いが明確になっていなかったような気がしております。

それで、あくまでも、でも今回はトラクター等の農耕という形のものだけに限らせていただくというような要綱ですので。なお、牽引の関係のそんな話も数多くあるということになりますと、まちづくり課のほうでします資格取得のものもありますので、それとあわせて、もしどうしてもその農耕用としてそれも必要だということになれば、再度やはり考えなければならぬものかなというふうな思えますので、それについては今後検討していきたいというふ

うに思います。

4番 町長は、今回はこういう予算であり、今後いろいろ精査しながら、改めて補正で整えていくというような話をしておられました。この安全対策についても、至急的にそれが必要であるか、すべきかを検討しながら前に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 答弁はいいですか。（「要らないです」の声あり）ほかにありませんか。

7番 それでは、同じく18、19ページのその下の若あゆ温泉管理事業。当初、1,670万円ほどあって、今回の補正で480万円に精査されて出てきたということですのでけれども、その1,600万円ほどあった事業を、削った事業というものも含めてどういう過程の中でこの480万円、そしてまたどういう事業になったのかというのを質問します。

産業振興課長 この事業については、当初新町長のほうの骨格予算の中にも入ってありました予算になっております。それで、今回再度予算要求させていただいたのは、内容としましては、ポンプのオーバーホールと、一関の橋を越えてすぐ左側のほうに源泉地がありますけれども、それらのポンプのオーバーホールを毎年予算を要求しますけれども、最低2年、もしくは3年に1回はやらないと、どうしても源泉地なものですから、壊れるとどうしようもないというようなこともありまして、それにかかるオーバーホールと、それから水中のモーターポンプの入れかえを行わなければならないということで、今回緊急にまた再度提案させていただいた内容になっています。

7番 もとの予定では、塩素注入器とかろ過機制御盤とか、そういう事業も入っていたようです。それで、要するにこういった事業を削ることで客足に影響が出ないか、あるいはそういった塩素注入器とかろ過機とかというのは衛生面で必要な部分での修繕だったはずだと思います。そういったところの耐用年数がまだ大丈夫だという安全面、そういう面で大丈夫だという判断をなされたのでしょうか。

産業振興課長 おっしゃるとおりに、今現在早急にしなければならないというものだけをとりあえず今回上げさせていただいたという形をとらせていただきました。当然、当初予定していた修繕は全て必要なものと認識していますが、今言われたみたいに再度業者のほうから点検をしていただいて、これについてはというふうな、何とかもつというふうなことではないんですが、今のところは大丈夫だというふうなこともありましたので、それ以外のところで、今回上げましたオーバーホールについては早急に対応しなければならないというようなことで、今回上げさせていただいた内容になっています。

7番 私が一番心配しているのが、そういう衛生面とか安全面での工事がこの1,600万円の中に入っていたんじゃないですかというところが一番心配して質問しているわけです。それで、何年かごとの計画の中で修繕をやっていく計画の中で上がってきているものだというように思い

ますから、やはりじゃあ最初から上げなくても大丈夫だったんですかというやっぱり安全面、衛生面という、やっぱりそういうことになってしまうので、やはり優先順位をつけるとすればこのオーバーホールだということでしょうけれども、客足に影響が出ないようなやっぱり安全や衛生面というものを考慮すれば、やはりしっかりとした工事を今のうちにやっておくということも必要なのではないかなというように感じるわけですが、その辺はどうなんですか。

産業振興課長 大変済みません。この480万円の内訳の中に、ろ過機の安全弁修理20万8,000円があるんですが、その分についてはこの480万円の中に含まれております。ただ、テニスコートの照明安定器具の修繕とかそういったものについては除かせていただいているのですが、そのろ過機、それから固定時の開閉器交換、PASというふうな取り付け関係の修繕の中についても入っているというようなことで、早急にやっぱり行うというものについての今回予算要求になっているというふうになっています。

1番 先ほどの農業振興事業に関連してですけれども、大型特殊車両に関しては、やはり免許、農家の方が経営ができなくなるというような非常に懸念される資格でございます。それで、以前に農業大学校でトラクター及び牽引もあそこで資格取得をやっていたように記憶してございます。

それで、この問題というのは舟形町だけの問題ではなくて、やはり農家を経営している方皆さんの最上郡、もしくは山形県、全国的なこれは問題だと思います。

そんなことで、自治体間連携、郡内、各市町村が連携して、例えば農林大学校さんと提携とかいろいろそういうふうな形をもって資格取得に万全を期するというような、今後そういうふうな考えはないかちょっとお伺いします。

産業振興課長 郡内という話が出ましたので、ちょっと郡内の状況だけ申しますと、金山町、最上町、真室川町、大蔵村。ないのが、鮭川村と戸沢村は今はないということではいるようですが、新庄市は検討中というところではありますが、その今言われた農大との連携というふうなことも確かに必要なと思いますが、農協さんに聞きますと、農協さんが契約しているといいますが、免許のほうの取得について農協さんのほうであっせんなんかしているところがある自動車会社もあるようです。そこですと、取得に対して通常かかる部分の何割かが安くなっているというふうなところもありますので、その辺のことについても農協と連携をとりながらやっていきたいなというふうなことで考えていた内容になっておりました。

ただ、今言われた農大とのというふうなこともありますけれども、農大とのほうとも連絡をとりまして、どんな形があるのかなというふうなことについても検討しながら進めていきたいというふうに思います。

1番 農家を経営している方というのは、今回舟形町で30人、多くなれば今後検討するというふうな先ほどの答弁がございましたけれども、まして今期限りの補助対象というふうなことで

ざいます。そんなことで、やはり大規模農家はもちろんですけれども、やっぱり中小農家も非常に大切にしていかないと、逆に言えば田んぼを経営することによって水路の維持管理等も農家の皆さんがやっている部分がかかなり多いと思います。確かに、大規模になればなるほど、その農家さんが少なくなって、その水路等の維持管理が非常に大変になってくる部分が出てくるのかなということ、やはりそこら辺で中小農家の方もやはり大切にしていかないと、その農家経営というのも今後立ちいかなくなるのかなというふうに思います。そんなことで、こういうふうな補助を出してそういう資格取得をするのであれば、やはり最後までやっていただきたいというのが実情であります。できなければ、やはりそんなことで、農家の皆さんがなるべく負担が少なく今後資格取得できるようなやっぱり体制ももっと確立していかないとまずいかなと思います。そこら辺、今後町の対応に期待したいと思います。

そんなことで、今後農協さん指定の自動車学校さんがあるようなんですけれども、それにとらわれなく、全般にやはり考えていただきたいというふうに思います。

議長 答弁ありますか。

産業振興課長 今、1番議員がおっしゃられた内容についても、いろいろと幅広く検討したいと思います。

6番 1点だけ。同じことになるかと思いますが、先ほど7番議員からあった例えば温泉の件ですが、今回の補正で約1億8,000万円ほど補正が出ておりますが、この精査した内容で満額補正になった分、先ほどの温泉のように半額以下になった分がございます。我々はこの前の資料で28年度の予算の概要で言いますと、例えば温泉の件でございますが、先ほどと重複しますが、1,600万円の当初予算がございました。それで今、これが480万円。先ほど、この中に24万8,000円ほどろ過機の分もあるという話でございますが、そういう説明だけでは内容が全然わからないですよ。我々、1,600万円あったら、その内容が、さっき7番議員も言った塩素注入器、ろ過機、あとオーバーホール、これで1,600万円だと思っているんですよ、私は。さっきの課長の説明だと、どうしてもしなくてはいけない源泉のオーバーホール、あとろ過機が24万8,000円。これだけですと。ほかの温泉の管理事業もあったんですけども、それはしませんよという話だけでは、当初のせた、1,677万円と480万円の差額というのは全然見えてこないです。そのあたり、もう少し詳しく説明をしていただかないと、ほかの事業もそうですが、もうちょっと詳しくご説明をお願いします。であれば、1,600万円が480万円になったのであれば、当初の予算の段階でこれは必要な予算ではなかったんですか。そこまで精査をしないで上げるから、森町長にこんなの要らないんじゃないのと削られる。そういう煩わしい作業になってしまうんじゃないですか。そのあたり詳しくご説明をお願いします。

産業振興課長 決して全て必要ではないというものを上げているということではないものですから。ただ、今の段階で大規模改修というふうなものも視野に入れながらこうやったらというふ

うなところも、次年度以降、29年度以降にこの部分については大規模改修に取り入れながらやっていったらどうかというふうなところもあったものですから、そういったやつについては、その大規模改修ということ視野に入れながら今計画を練っているというふうなことなので、今回上げている分については、最小限必要というところで上げさせていただいたというふうなことです。

それで要求したものと違うというふうなものについては、今私が言いましたように、大規模改修に係る……（「1,600万円」の声あり）1,600万円。済みません。大規模改修に係る工事等、修繕等もあったものですから、それについては29年度以降を主に考えていきたいと思いますというふうなことの中身になっていますので、今回上げているのが、当初上げた計画の中では、その建物の修繕等についてはおおむねこんな形でなるのかなというふうに思っています。

6番 そこまで課長がおっしゃるのであれば、大規模工事はどれぐらい予算を見て、何と何と何を改修して、それは今回、ことしじゃなくてもいいよというあたりまで全て計画設計されておるんですか。

産業振興課長 ご存じのとおり、建物が平成5年に建てられた建物でありますので、かなり老朽化も進んでいると。当然、内装、さらには床、さらには外装というふうなところもかなり悪くなってきているというようなことでよくない状態であります。

それで、来年度、29年度はやはり一般のお客様からも、大変床なども汚いというご指摘もありますので、そういったやつ改修も含めたり、それから全体的に機械器具が老朽化になっているというふうなところもありますので、その辺も見越して計画を今立てているところです。

それで、実際の金額はどのくらいかというものについては、まだ今計画中でありますので、それはまだ設計されていません。

6番 まだないようでございますが、ある程度形がなければ、ことし1,600万円上げたうち、480万円しかない。その1,200万何がしというのは何に使おうとしたのかというあたりが見えなければ、何で削ったのか、全然説明がないじゃないですか。ある程度総体的なものがあって、これは次年度以降、大規模改修でやりますよというのであればわかりますけれども、そっちも何もない。では、1,600万円上げたんだけど、480万円しか上げなかったと、必要じゃないという予算のとり方ではおかしいんじゃないですか。どうでしょうか、町長。

町長 前町長のときに予算要求されたものを骨格予算という形の中でというふうに言われておりまして、大変悪者になっておりますけれども、本来、査定の中でも申し上げたんですが、緊急に必要なもの、それから利用者の方にご迷惑をかけるようなものについては、今回の予算でつけますというような話をした中で、一つは1,680万円、その中の財源というものが一つないと。要は、単独費だというふうな中でいて、さらに先ほど課長のほうからもありましたけれども、平成5年建築以来二十数年たっているというふうな状況の中、何とか今後どうしたらいいのか

というのも含めまして、1,680万円プラスいろんな建物等のことについても検討したらいかがですかというような話をして、要は大規模改修しますと過疎債の適用にもなりますので、そういった財源を利用しながら、さらに利用者の増が見込まれるような新たな計画をことし1年かけてつくってくださいと。それで、来年以降、そういった過疎債等を利用しながら大規模改修を進めていきたいというふうなことで申し上げておまして、単に予算を削ったというふうなことではございませんので、そこら辺についてはご理解いただきたいと思います。

4番 また農業振興のほうに、ちょっと1点だけの質問、戻らせていただきます。

先ほど課長の答弁では、今年度に限るという言葉を強調して言われておりました。あくまでも農業振興を進めていく、農業は経営難、要するに高齢化で大変厳しい状況になっているわけです。退職されてからも、再就職、農業の現場へといううたい文句で進めていくべきかと思えますので、新規就農並びにそういう定年後の農業就農に携わる方について、来年度以降も、ぜひこれはやっていく必要性があるかと思えます。ぜひ、就労者支援の中で取得する免許に対しての助成の条例があるわけです。その中に、ぜひ、農業者限定でもいいでしょう。その資格の取得の項目を盛り込むような条例改正もぜひ必要かと思えますので、それも含めて、先ほど言った牽引についての拡大等々も検討していただきたいです。町長、いかがですか。

町長 継続しろというお話でございますけれども、基本的にはやっぱり今緊急的にそういうJAさんのほうからのPR等がありまして、それに対応すべきというふうなことで、各市町村ともそのような動きになっているかと思えます。やはり、本来であれば、JAさんも補助を出して町と一緒にやりましょうというのが本来の筋かなと私は思いますけれども、JAさんのほうではなかなか1市2町というような中で、単独で動けるというふうにはならないと思えますけれども、ただ町としてはそういった中小、それから高齢者の方が今年度一生懸命、農業を続けるために必要だというふうなことで、今まで気づかなかったものを今回気づいていただいてやっていただきたいというふうに思います。

新規就農者等については、当然別のほうの資格取得等の補助がありますので、そちらのほうでやっていただきたいというふうに思いますし、あと牽引については、先ほど言われたとおりではございますけれども、そういう原則的な話でいくと、農業、農家の方々が全てトラクターのものを外して牽引していくかという現実的な問題があると思えます。その問題と、牽引をするというような問題との相違があるのではないかと私は思います。やはり大きな機械を持っている方、遠くに田んぼを持っている方というのは、ある程度大きな農家の方だというふうに思います。私はやっぱり、うちの周りの近くのところに行くにしても、もしかすると捕まってしまうというようなことでの危機感があるような人たちをできれば救ってあげたいというのが今回の要綱の趣旨でございますので、その点についてはちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。

7番 それでは22、23ページの西ノ前遺跡周辺整備事業について質問いたします。

あそこの開発は長年の懸案なわけですが、今回工事費が1億4,700万円ほどついたというので、どの程度までの工事を考えているのか、やるのか質問いたします。

教育次長 この西ノ前遺跡の公園整備に関しましては、公園整備関係の予算、それから情報看板の予算、さらには道路拡張工事の予算と3本になってございます。

最初の公園整備に関してでございますけれども、植栽工事、いわゆる芝を張ったり、クルミとかを植えたりということで、植生工事関係。それから、駐車場の舗装工事、さらには散策路、ずうっと回って歩くような散策路の整備、安全柵、それからあずまやとかモニュメント、そういった構造物のほうを考えておまして、その公園整備関係が1億2,131万5,000円です。

それから、情報看板ということで、26年度の繰越事業で町内4カ所、駅の東西にそれぞれ1カ所、それから13号線の駐在所さんのところに1カ所、それから県道の酒井先生のところに1カ所つけているんですが、それをもう一、二カ所。例えば、旧47号線と13号線の丁字路、佐藤良蔵商店のあたりに1カ所。それから、13号線沿いにもう1カ所ぐらい情報看板を設置したいというふうに考えております。

さらには、公園にまで至る町道の拡張工事につきまして、これが2,273万円です。情報看板が369万円。合わせまして、1億4,773万5,000円の事業費で今回公園整備最終年でございますので、全体の形をつくっていきたいとは考えております。以上です。

7番 最終年ということで、ここでまずしっかりとした事業をやらなければ、あそこの公園整備は今後もしかすると単独でやらなければならないというような感じになってくるんだと思います。

あそこでやっぱり危惧されるのが、駐車場の問題とかまだあると思うんですけれども、そういった駐車場、人の往来、道路を拡張したといっても、なかなか家との距離が近くなり過ぎるというのか、本当に道路に車が入るのにスムーズに入れるぐらいの拡張ができるのかなというところが心配なわけですが、そういった周辺整備をまずしっかりとできると、駐車場も含めてですけど、考えてよろしいのでしょうか。

教育次長 道路の拡張工事につきましては、駐車場の整備とも関連するわけですが、下のほうに用地を確保しまして駐車場整備していますけれども、そこには普通車両のみの道路拡張になります。当初、大型車両も予定してはいたんですけれども、大型車両につきましては、西堀町内にあります町有地、2カ所ほどあるんですけれども、そちらのほうに大型バスを誘導したいと思っております。したがって、大型バスが下の駐車場のほうに入るまでの拡張工事はできません。車両によって区分しながら整備したいと思っております。

7番 それと、もう一つやっぱり地元の町内会から声が上がっているのが、あそこに来た人方が西堀の公民館のトイレを使用するというので、非常に何というか、悪い言い方なんです

か、汚れてしまうというんですか。そういった面について、非常に余り、どうぞ使ってくださいとは言うものの、なかなかそれだけの人数が来て使用されると、これではどうなのかなというやはり声が上がっているようなことを聞きます。そのトイレの整備について、そこもやっぱり早急にやらなければならないんじゃないかなというように思うんですけれども、その辺の考えはどういうふうに持っていますか。

教育次長 当初、トイレ整備につきましては、約3,000万円程度の大規模なトイレを予定しておりました。ところが、やっぱり公園の規模とかいろんなことを考えたときに、ちょっと大きいんじゃないかということで、若干縮小した形でトイレについても検討していきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

9番 先ほどから話になっています農業振興事業なんですけど、あるJAでは、例えば第一自動車学校、新庄自動車学校、そこへ農協の名前を言うてこうですよと言うと5,000円値引きする農協があります。そして、町とのタイアップで、そもそもこの話が出たのは、農家のトラクターなりコンバインなりの事故が起きて、そのときに無免許というようなことで全部取られるわけです。そしてもう、一生取れないぐらいの負担がかかるわけです。そんな関係から農家を救おうというようなことで、あるJAでそのチラシ等を配って農家の方々に促したわけでありました。先ほど町長が、チラシ等をまいたとかなんとかと言っているわけですが、そんなことじゃなくて、農家を救うために、事故があったら困るというようなことで、この農耕用の特殊免許というようなことが出たわけなんです。そして、今言ったように、ある自動車学校にある農協の名前を使えば幾らか安くなると。そして、先ほど言ったように、舟形、金山さんが幾らかでも補助を出すんだよという話になって、それで各JA、例えばもがみ、それから戸沢、山形もがみです。それから、真室川さんとか新庄市さんの農家とか、いろいろ農協はありますけれども、郡内の農家さんで一律に肩を並べて補助を出して、とにかくその免許を取らせましょうというのがそもそもの話だったそうなんです。ただ、こんなことを言うのもあれ、最低限これは議事録に載って大変あれなんですけど、警察のほうではそれを重要視して、農家の方々がトラクターに乗っているときに免許提示を求めるとか、そういう大きくなっているようなことではないんです。ただ、事故が起きると大変な問題になると。もう、農家の方々が一生免許を取れないような負担がかかってしまうというようなことで、それでは困るというようなことで、農協でことしの春にある農協で出したようなことなんです。

それで、警察のほうにも話を聞きました。これからは、取り締まるというようなことであります。そうした場合には、これは困るのではないのかなと。牽引免許やいろいろなことがありますけれども、4番議員も確かに言っているのですが、できれば30名ことし限りなんて言わないで、ぜひできるものはね。だから、5万円補助なんていうのは、実質8万円かかるそうです。

それをある農協の名前を言うと7万5,000円で終わるそうです。だから、そこに5万円舟形町で補助を出すなんていうと大変な金額になりますので、できれば、5つの農協があるわけです。そして、8つの自治体があるわけです。相談して、その農家を救うというようなことでぜひお願いしたいなというように思います。できれば、せめて二、三年これを出していくというような考えで。5万円なんてなくてもいいんです。4万円でも3万円でもいいんですよ。ぜひ、これをお願いしたいなと思います。町長、その点答弁。

町長 継続してということではあるんですが、そういう取り締まりがあるとすれば、やはりそういう農家の方が緊急的にそのことの重要性を認識していただいて、今年度、単年度でそういった事態にならないようにしていただきたいという思いで、今年度、単年度というふうなこともございますので、よくそこら辺については農家の方々にもPRして、そういったものを今年度でもう、来年からは大手を振って農耕車を運転して歩けるような、そういうところをしたいというふうに思っていますので、何とか農家の方にPRをして、そういったものを取っていただけるようにしたいと思いますので、何とか単年度で農家の方々に免許を取得していただきたいというふうに思っているところです。

9番 緊急に、町等でも取ってくださいというようなことでお願いしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

2番 同じ22ページ、23ページで、10款2項公民館費というのがございますけれども、この内訳をお聞きしたいと思います。

教育次長 公民館費の内訳についてお答えします。

工事請負費としまして200万円、それから地区公民館の施設整備費補助金として277万3,000円計上してございます。これにつきましては、最初の工事請負費ですけれども、舟形町中央公民館の電気設備工事なんですけれども、電気保安協会の検査受けた際に電気設備が老朽化していると。例えば、高圧負荷開閉器とか、電灯変圧器などが老朽化しておりまして、早急に改修する必要があるということで200万円計上しております。

それから、補助金の277万3,000円につきましては、今回町内会の公民館なんですけれども、改修工事の補助金の申請が、長尾、長者原、富田、太折、堀内、5カ所から出ております。その公民館改修工事につきましては、これまで20%の補助金の交付率でしたが、50%に若干上げて、公民館活動を活性化したいというふうなことで考えております。そういった関係で予算が277万3,000円になっております。以上です。

2番 ありがとうございます。中央公民館については、やっぱり町が維持運営管理等も含めてやっているわけなんですけれども、地区公民館のことはやっぱり50%に上げてくれたということなんですけれども、やはり町民も各公民館を維持するために、やっぱり人数も世帯数が減ってきているところが大分多くなってきて、それを維持するためにやっぱりペンキとかをするためにき

ゆうきゅうとしているのが実情ではないのかなと。もっともとやっぱり、こういうふうにやってもらったことに対してはありがたいんですけども、やはりこっちのほうにも目を向けて、これからやっぱりこの公民館を維持するためにかかる費用に対しても、町としても応分のやっぱり負担をしていただきたいと思いますので、この辺のことは。

教育次長 地区公民館については、運営費として、定額ではございますけれども1万5,000円ほど交付はしてございます。ただ、最近、戸数の少ない町内会もふえておりますので、公民館の維持については相当苦勞しているようです。これから、この施設整備補助金も含めまして、公民館の維持について検討してまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

5番 ページが22ページですけれども、その中で文化財保護費、文化財保護事業、町指定文化財関連施設修復補助金25万1,000円がありますが、この内容についてお聞きしたいと思います。

教育次長 町の指定文化財の中に大平地区の山神神社の格天井絵というのがございます。神社の上のほうに格子の天井絵があるのですが、その神社が老朽化しておりまして雨漏りがいたします。それで、結果としてその格絵に若干影響があるということで、大平町内会で改修工事をしたいという申請がございまして、この山神神社の改修工事に対する補助金でございます。補助率は2分の1を考えております。以上です。

5番 ただいまの回答を聞いてほっとしております。というのは、ことし4月の議会報告会の際に、非常にこの神社の天井絵の重要さというものを住民の方々が話をしてくれました。そういったことを考えていくと、ぜひとも町のほうで支援していただきたいなというようなことを感じたところでありましたのでお聞きしたところでもあります。そういったところで、ぜひとも早期に修復をしていただきたいというようなことと、その隣、その神社の隣にある木、ちょっと名前を忘れましたが、日本一の木があるそうなんです。この辺につきましても、ぜひ地元の方から聞いていただいて、こういった貴重なものがあるところをPRしていただければありがたいなと思います。

それと関連しまして、舟形町にはいろいろな文化財があるわけでありましたが、この文化財を活用した地域おこし、交流人口等をふやすとか、そういったところを考えていくと、もう少し文化財というふうなものに視点を向けて、どこから来てもすぐにその文化財が見られるような案内板とか、そういうふうなところをもう少し充実していく必要があるのではないかなというふうに思います。というのは、私の町内会においても、昨年地藏尊堂をつくりました。というのは、やっぱり地域にとっての非常に宝物でありましたので、1.5坪の建物でありますけど960万円ほどかけてつくったわけでありまして。そういったものをつくることによって、この地域の結束といいますか、出てくるわけでありまして、あわせて地域の活性化にもつなげていけるのではないかなというふうに考えます。

もう少し前に、生きておれば溝口さんという方がおられれば、かなりそういったところにも目が行くといったこともあったわけでありますが、そういった方々が減ってきているというようなことを考えていくと、もう少し町でそういったところに光を当てて、大切にしていくという機運を高めていくことをぜひともやっていただきたいということで、ぜひとも町の文化財の点検等をお願いしたいというふうに思います。

教育次長 今現在、町の指定文化財は14ございます。それで、維持管理は原則所有者でございまして、なかなか維持管理も大変になっている部分がございます。町のほうとしましても、文化財を活用した教育活動を検討していく中で、やっぱりマップのようなものをつくったり、あるいは広報かなんかに定期的に掲載をしたりということで検討しながら活用したいと思っております。

それから、大平の巨木につきましても、今のところ教育委員会のほうとしては認識していなかったです。これから文化財保護委員会等々で検討しながら、重要であれば指定等について検討したいと思っております。

教育長 今の大平の巨木の件ですが、これはこの神社、山神神社とあわせて、一緒に現地視察を行っております。保存とかというふうなことについては地元の方々と話をしておりますので、よろしく願いいたします。

4番 西ノ前遺跡の整備、今の件の下段にあります。質問がありますけれども、これほどの予算をつけて整備していくと。下の田んぼを買い取りして駐車場を整備しているわけですが、これに至った経緯は、当町を県知事が訪問して、石ころ1つだけではかわいそうじゃないかということで、ちゃんとしっかり整備しなさいから始まって、ウン千万円であって、億の単位の整備に膨れ上がったのであろうと推測しております。

その中で、今現在、先ほどの説明の中で工事内容には散策路という言葉もありました、整備する内容の事業の中に。散策路というのは、あそこの公園の中を回るだけの散策路なのか。今、JRを使つての乗り継ぎ旅が非常にはやっております。駅の正面から歩いてくれば、JRの下を通りながら、河川通りを歩いてきて小国川を眺めながら西ノ前遺跡を眺めると。縄文の時代は、清流小国川があったゆえにそこに住みついたと。つながり、リンクするわけです。縄文の発掘地だけの整備で、果たしてよいのか。駐車場から真つすぐ下っていけば、ブレーキを踏まないで川に落ちますけれども、あそこの河川の堤防にはブロックが積まれております。しかしながら、河川堆積物並びに雑木が生えて川がほとんど見えないです、きれいな川が。そこら辺の整備とともに、散策路としての計画はあるんですか。

教育次長 今回の予算に係る散策路につきましては、原則公園内の散策路でございます。ただ、この西ノ前遺跡の公園整備に関しましては、都市再生整備計画ということで、全体の計画を持ってございます。その全体の計画の中では、駅の西側からのアクセス、それから猿羽根山公園

を含めましたアクセス、それから川を含めたアクセスも含めて、都市再生整備計画ではございますので、とりあえず今回は最終年になりますけれども、これから全体的な計画は終わらないで進めていきたいと思っております。

4番 余り長く時間と費用をかけるべきか云々という問題もあろうかと思えます。あそこに駐車場ができました。縄文の丘から眺めて、ことしも田植えをしながら田んぼアートをやる計画があろうかと思えます。それと同時に、夏には真っすぐ川に歩いて行って川遊びができると。十二川原や一関の橋の下はすごく遊びがほどよくできます。あその場所にも、すぐきれいな川があるわけです、整備すれば。ぜひ、県のほうともタイアップしながら、そこをしっかりと早急に整備して、訪れてくるお客さんに舟形町はいいねと思ってもらうべきではないですか。

教育次長 10款で計上している都市再生整備計画の公園整備につきましては、原則指定区域がございまして、13号線からの西側となっております。しがたいまして、十二川原河川公園等の整備につきましては、また別の事業で検討していくものと考えております。

4番 いろんな事業の中で県の役所の人間と話をする場面があります。農村整備課、河川課、道路工事課。ところが、話をするに全部単発なんです。横のつながりが全くないんです。各課の課長の主張が強過ぎて。ただ、そうしようしないのかよくわかりません。

今、言われましたけれども、今回に入っていないのは、それはそれでいいんです。私が言うのは、それをやってこそ初めて縄文の女神の丘が引き立つのではないかという思いから、それを早急にやる検討を県と並びに縦横のつながりをしっかり持って、こういう整備には費用もかけるのであれば、結果はこうするというようなものを目的を持ってやるべきではあると思えます。

縄文の丘に、県知事から言われたからそこだけを整備するだけでは、恐らく訪れてくるお客さんは、1回は来ても2回目は絶対に来ないと思えます。絶対をつけてもいいくらい来ないと思えますので。そこら辺をしっかりと、費用をかけるのであれば、来てよかったねという思いのまちづくりをするべきです。

教育次長 わかりました。都市再生整備計画に沿って、猿羽根山、それから小国川等々も含めた全体的な整備計画をこれから検討してまいります。

7番 16ページ、17ページの保育所費の質問をします。工事費として、79万1,000円ほど上がっていますけれども、どんな内容か質問いたします。

教育次長 お答えします。

今回、保育所費のほうで委託料13万円、それから工事請負費79万1,000円を計上してございます。これにつきましては、玄関を入れて右側の0・1歳児の保育スペースがございまして。約100平方メートルの大きなスペースなんですけれども、そこに6カ月から途中で2歳になるお子さんまで、結構動きが違う子供が二十数名入ります。したがって、いろんなかみつき事件

とかいろいろなことが発生するものですから、動きに応じた間仕切りをしないと考えると、3カ所、3パターンぐらいの間仕切りをしながら、ハイハイするお子さんを保育するスペース、それからやっと歩き始めた子供を保育するスペース、それから走る回るお子さんを保育するスペースと、間仕切りをしながら100平方メートルの保育スペースを有効に活用したいと思っています。

7番 以前から保育所が狭いのではないかと、そういったところの対応をしていただいたということは非常に良かったというように思います。しかしながら、今後さらにこういう改善を行ったとしても、総体的に保育所が狭いのではないかという声が出ているというふうに聞いているんですけれども、その事業規模の拡大というんですか、部屋の拡張とかそういった面についての検討とかというものは、今どのようになっているのでしょうか。

教育次長 今現在、保育所が狭いというふうな認識は持っておりません。ただ、今2歳児の部屋が1つしかございません。3歳、4歳、5歳の保育室が2つずつあるんですが、これから2歳児の保育需要がふえた段階で、部屋が1つ足りないの、その辺のことは今後の課題と考えておりますが、全体的にまだ狭いというふうな認識は持っておりません。

議長 ほかにありませんか。

5番 22ページの国宝「縄文の女神」関連事業、講師謝礼とかとありますけれども、今回どのような事業を行おうとしているのかお聞きしたいと思います。

教育次長 これまで4回、縄文の女神、国宝を里帰りしながら、里帰り展を実施してまいりました。ところが、今回平成28年度、国宝をお借りすることができないというふうな話がありまして、今回は舟形町で所有しているレプリカ、それから長野県茅野市のほうにあります仮面のビーナスのレプリカ、そういったものを展示しながら、町に合った形で女神展のようなものを実施したいと思っております。

その中で、講演会のようなものを検討しておりますので、その講演会の際の講師謝金になります。

5番 せっかく舟形町から出土されました縄文の女神、これが舟形に帰ってこないのはともかくいいんですけども、めがみちゃんに入学式の際にも来ていただいておりますけれども、1人で歩けないようでは非常にPRできないのではないかなというふうに思います。もう少し、くまモンのように1人で自由にフットワークのできるようなめがみちゃんを少し検討したらどうなのかなと。そうすることによって、いろいろなイベントの際に、気軽に参加できるようになるのではないかなと思います。1人で着られない、1人で歩けない。これでは活用する場面がおのずと減ってくるような感じがします。そういったことを考えていけば、もう少し現在の形をベースにしながら、スリムにして、1人でフットワークのよいめがみちゃんを考えていくべきではないかという提案です。どうでしょうか。

教育次長 私も常々、入学式とかにめぐみちゃんを見ていたときに、付添人がいないと出られないという状況でございますので、若干歩き回れるめぐみちゃんもいていいのかなと思っておりますので、その辺もこれから検討してまいります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第36号 平成28年度強い水産業づくり交付金サケふ化場新築工事請負契約の締結について

議長 日程第10 議案第36号 平成28年度強い水産業づくり交付金サケふ化場新築工事請負契約の締結について議題といたします。

産業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 契約金額でございますが、1億800万円。当初予算を見ますと、工事費、これは全てかちよっとわかりませんが、当初の予定で工事費で1億8,400万円ございますが、当初の1億8,400万円は全てこのサケふ化場の工事費だったのか。とすれば、この差額は何なのかお伺いします。

産業振興課長 契約の金額との差についてですが、ボーリングを3カ所予定しております。ボーリングを行いまして、敷設工事を行うというふうな分についても、残りがその分に当たっております。

6番 そうしますと、ボーリングが800万円かかったと。これから掘るんですか。かかるということなんです。3カ所掘るのに800万円かかると。3カ所で800万円ですか。(「8,000万円」の声あり) 8,000万円、ごめんなさい。8,000万円。

議長 ほかにありませんか。

6番 これは2回目になるんですか。今の課長の答弁だと、もう少し詳しく。8,000万円じゃない、3本掘るのに七千何がしかかるといふことでよろしいんですか。

産業振興課長 はい、そのとおりになります。

6番 課長、何か簡単に答えて、ちょっと私はよくわからないんですけども、1億8,000万円の工事費、当初の予算の中で、このふ化場を建てるのにその工事費は1億800万円で、そのほかは全部ボーリング代だということなんですか。そのあたり、金額を正確に教えてください。

産業振興課長 ボーリングにかかる手持ち資料がございませんでしたので、はっきりした金額については後ほどお知らせしたいと思います。

事業費のうち、建設に係る経費がこの金額であると。残りはボーリングというふうなことで、そのボーリングに係る経費の詳細、内訳金額等については、後日提出したいと思います。

議長 質疑の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時02分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

先ほどの6番議員の質問に対して、産業振興課長の答弁を求めます。

産業振興課長 先ほどは、大変どうも失礼しました。

それで、質問にありました全体的な予算としましては、1億8,478万7,000円というふうなものが今回予算要求で上げさせていただいておりますが、その中で本体工事とそれからボーリング関係の井戸の掘削関係のもの、工事内容ですが2本に分けられております。

それで、そのうちの当初から計画しております新築工事につきましては、予算ベースで1億1,137万5,000円というふうなことで上げられております。そのほか、井戸工事というふうなことで3本予定しまして、7,170万1,000円というふうなものを予定しております、全体の中でその金額になっているというふうになります。

それで、今回お願いしたものについては、本体工事のみの価格というふうなことで、予算ベースで1億1,137万5,000円のうちの、今回契約として入札したところの金額が1億886万4,000円となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 6番議員、いいですか。ほかにありませんか。

4番 今の質問は理解しました。今後、ボーリング、井戸掘削並びに配管工事に対する工事費が後々上がってくるかなというふうに理解します。

それで、今回の本体工事。丸充さんが落札されたわけですが、今回の入札に対して何業者が入られて、入札率は幾らだったのか数値をお聞かせ願ひます。

産業振興課長 まず、指名競争入札については、地域振興というふうなものを目的としまして、最上、小国川沿いの舟形町と最上町において、山形県の建築格付AまたはBの資格を有する業者というふうなもので選定させていただきました。そこで上げられたのが3者ということで、大場組さん、沼澤工務店さん、丸充建設さんということで3者になっております。

それで、落札率については97.75%となります。

4番 3者が入って、97.5%何がし。非常に満額に近い落札価格ではあろうかと思います。今現在、舟形町のほうでも圃場整備事業をやっている中で、80%台の落札率のような状況でなっております。今後とも、公共事業をいろんな形で発注されると思います。世の中、いろいろ不祥事問題で大変騒いでおります。隣の町でも大変騒がれておるような状況でありますけれども、今後公共事業発注に関しては、しっかりと精査しながら、業者を選択して正しく適切でちゃんとした仕事ができるような工事計画をするべきだと思います。

そのような状況について、今後問題が起きない対策をしていただければと思います。それと同時に、あそこの今建設予定地は、前回ああいうものを、今使われている中間管理施設を建てるときに、上海ガニをたしか飼育するとかいって潰れてしまったハウスです。そのような状況ですので、今回の申請するふ化場も、潰れない状況に、一回汚点がついている場所ですので、しっかりとした指導をするべきですけれども、小国川漁協さんとのやりとりの体制では、そこら辺はどのようになっておりますか。

産業振興課長 漁協さんとは、何回もこの建設についての打ち合わせ等も行いまして、今回の5月9日の申請になったということについても、いろいろ話をしまして、サケのふ化場を利用するには10月15日が工期というところであったものですから、それを逆算しますとそういうような今回のこの時期の契約というふうになったわけですので、その辺についても十分に漁協さんと、さらには最上町さんともいろいろ連携しながら対応していきたいというようなことで考えています。

4番 ああいう小国川のダム問題が解決して、最上町さんのほうでもかなり歩み寄りながら、今後正しい形の中で協議しながら町と調整していけるかと思います。そういう中で、それについても偏らないような形でやっていただきたいと思います。まずもって、漁協に対しては、舟形町はほぼ100%近い形で助成事業を長きにわたって続けてきたわけです。今後とも、そういうふうな施設を建てて、維持管理の面でも、やはり漁協さんも独立会計でしっかりとした形でやっているわけです。果たして、舟形町が育てる鮎であるから助成事業も100%だという形が、今後ともサケふ化場並びにいろんな形の中で続けていくべきであるかないかということも踏まえながら、しっかりとした形の中で協議して事業を進めていくべきだと思います。今後は、町長の考えはその部分に関してはどのように考えておりますか。

町長 今回のサケふ化場の建設に当たりましては、舟形町、最上町、それから小国川漁協さん、それから山形県で組織します最上・小国川流域産地協議会という組織がございまして、その計画に基づく実施というふうなことで、先ほど課長のほうからも説明がありましたけれども、その計画書に基づくというふうなことでございますので、指名業者も舟形町、最上町の業者さんを選定したというふうなことでございまして、さらに漁協さんとの関係でございまして、

やはり4番議員さんの言われるとおり、漁協さんは漁協さんで独立採算でしっかりとした経営をしていただきたいというふうなところをごさいますて、高橋組合長のもと、そういう今意気込みでおるようです。

特に、鮎に関しましては、同じ産地協議会のソフト事業の中で、昨年三瀬のほうに2名を約1カ月近く、魚の飼育、鮎の飼育というふうなことの中で研修に出しております。さらに、北海道のほうにも2名、2回にわたって研修に出して、サケの飼育に関しまして研修を積んでいるところです。

そういった形の中で、最終的には現在40万尾の放流をしているサケを50万尾にふやすというふうな計画の中で、それにあわせてそのあいている期間、大体4月から9月いっぱいまでの間で鮎を10万尾飼育して鮎の増産に努めたいと。それが、結果として漁協さんの経営に反映してくるというふうなことでございますので、そういう計画であればというふうなことで、町のほうで支援しておりますし、基本的に先ほど申し上げましたとおり、漁協さんのほうの経営がしっかりしてもらわないと、最上町さんであれ、舟形町であれ、ずっとその経営まで面倒を見るというふうなことはできませんので、しっかりとしたそういった自分たちの経営計画をしっかりと持ってもらいたいというふうに思っているところです。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件

議長 日程第11 議員の派遣について議題といたします。

議員の派遣の内容については、配付している資料のとおりです。議員派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

本日の日程は、これをもって全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成28年第3回舟形町議会臨時会を閉会いたします。
慎重審議大変ご苦労さまでした。

午後1時13分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 伊 藤 欽 一

署 名 議 員 奥 山 謙 三